行政処分等の年月日	令和元年6月6日
事業者の氏名又は名称	徳島急送株式会社(法人番号6480001004517)(代表者 近久義典)
事業者の所在地	徳島県吉野川市鴨島町上浦793-1
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	徳島県吉野川市鴨島町上浦字馬場南793-1
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項、第4項
違反行為の概要	平成30年12月18日、12月27日、労働局からの通報を端緒として監査を実施したところ、4件の違反が確認された。 (1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(安全規則第3条第4項) (2)運転者に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項) (3)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項) (4)運転者の乗務について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第8条)
当該違反点数(営業所)	2点
違反点数(事業者)	2点

[※] 違反行為の概要において、「安全規則」とは貨物自動車運送事業輸送安全規則のことをいいます。

[※] 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

行政処分等の年月日	令和元年6月19日
事業者の氏名又は名称	有限会社南海運送(法人番号6500002015155)(代表者 村上利行)
事業者の所在地	愛媛県西条市周布205-1
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	愛媛県西条市周布205-1
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項、第4項
違反行為の概要	平成31年2月28日、3月8日、労働局からの通報を端緒として監査を実施したところ、4件の違反が確認された。 (1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(安全規則第3条第4項) (2)運転者に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項) (3)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項) (4)運転者台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第9条の5第1項)
当該違反点数(営業所)	3点
違反点数(事業者)	3点

[※] 違反行為の概要において、「安全規則」とは貨物自動車運送事業輸送安全規則のことをいいます。

[※] 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

行政処分等の年月日	令和元年6月24日
事業者の氏名又は名称	株式会社四国物流サービス(法人番号3470001008587)(代表者 沼田稔)
事業者の所在地	香川県丸亀市綾歌町岡田上2811-1
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	香川県丸亀市綾歌町岡田上2811-1
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第4項
	令和元年5月14日、公安委員会からの通報を端緒として監査を実施したところ、2件の違反が確認された。 (1)運転者の乗務について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第8条) (2)運転者台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第9条の5第1項)
当該違反点数(営業所)	O点
違反点数(事業者)	O点

[※] 違反行為の概要において、「安全規則」とは貨物自動車運送事業輸送安全規則のことをいいます。

[※] 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

行政処分等の年月日	令和元年6月24日
事業者の氏名又は名称	株式会社サークルライナーズ(法人番号2470001006856)(代表者 加藤剛実)
事業者の所在地	香川県綾歌郡綾川町羽床下2130
営業所の名称	高瀬営業所
営業所の所在地	香川県三豊市高瀬町大字下勝間761-9
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第4項
遅及1] 緑の佩安	令和元年5月16日、公安委員会からの通報を端緒として監査を実施したところ、4件の違反が確認された。 (1)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項) (2)運行指示書に記載すべき事項が不適切であったこと(安全規則第9条の3第1項、第2項、第3項) (3)運転者台帳の作成が確実になされていなかったこと(安全規則第9条の5第1項) (4)運転者台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第9条の5第1項)
当該違反点数(営業所)	O点
違反点数(事業者)	O点

[※] 違反行為の概要において、「安全規則」とは貨物自動車運送事業輸送安全規則のことをいいます。

[※] 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

行政処分等の年月日	令和元年6月24日
事業者の氏名又は名称	富士運送株式会社(法人番号1470001005289)(代表者 山下裕司)
事業者の所在地	香川県高松市国分寺町福家乙1-1
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	香川県高松市国分寺町福家乙1-1
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第4項
	令和元年5月17日、公安委員会からの通報を端緒として監査を実施したところ、2件の違反が確認された。 (1)運転者の乗務について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第8条) (2)運転者台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第9条の5第1項)
当該違反点数(営業所)	O点
違反点数(事業者)	O点

[※] 違反行為の概要において、「安全規則」とは貨物自動車運送事業輸送安全規則のことをいいます。

[※] 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

行政処分等の年月日	令和元年6月24日
事業者の氏名又は名称	有限会社西阿運送(法人番号1480002014817)(代表者 遠藤尚生)
事業者の所在地	徳島県美馬市脇町大字脇町字大堀761-4
営業所の名称	高松営業所
営業所の所在地	香川県高松市十川西町1306-7
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第4項
	令和元年5月20日、公安委員会からの通報を端緒として監査を実施したところ、1件の違反が確認された。 (1)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)
当該違反点数(営業所)	O点
違反点数(事業者)	O点

[※] 違反行為の概要において、「安全規則」とは貨物自動車運送事業輸送安全規則のことをいいます。

[※] 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。